河合町立〇〇小学校 P T A 会則 (素案)

平成30年9月21日現在

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、河合町立○○小学校PTAと称する。

(目的)

第2条 本会は、〇〇小学校(以下「本校」という。)の児童の健全な成長のため、保護者と教職員が協力し、学校教育、家庭教育、社会教育に関する理解を深め、本校教育の 充実・発展をはかることを目的とする。

(事業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 学校教育に関する理解を深めるために必要な事業。
 - (2) 家庭教育に関する理解を深めるために必要な事業。
 - (3) 社会教育に関する理解を深めるために必要な事業。
 - (4) 本校教育の充実・発展をはかるために必要な事業。
 - (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

(対外方針)

第4条 本会は、特定の政治・宗教・営利・圧力等の団体や機関にかたよらず、自主独立の民 主団体として活動し、他の団体等の干渉を受けない。

第2章 組織

(会員)

第5条 本会の会員は、本校児童の保護者及び教職員とする。

(役員)

第6条 本会の役員を、次のとおり定める。

- (1) 会長1名(2) 副会長若干名
- (3) 書記 若干名
- (4) 会計 若干名

(役員の任務)

- 第7条 本会の役員の任務を、次のとおり定める。
 - (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代行する。
 - (3) 書記は、本会の議事を記録し、保管する。
 - (4) 会計は、本会の会計をつかさどる。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の選定)

第9条 役員の選定は、別に定める役員及び委員の候補者の選定に関する規程に従い、総会 の承認を得るものとする。

(委員)

- 第10条 本会の委員を、次のとおり定める。
 - (1) 学級委員 各学級より1名。ただし、1学級の学年については2名。
 - (2) 地区委員 別に定める地区より10名程度。

(委員の任務)

- 第11条 本会の委員の任務を、次のとおり定める。
 - (1) 学級委員は、本会の目的を達成するため、各学級における会員相互の連携をはかり、本会の運営にあたる。
 - (2) 地区委員は、本会の目的を達成するため、各地域における会員相互の連携をはかり、本会の運営にあたる。

(委員の任期)

第12条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員の選定)

第13条 委員の選定は、別に定める役員及び委員の候補者の選定に関する規程に従い、総 会の承認を得るものとする。

第3章 会議

(会議の種類)

- 第14条 本会に次の会議をおく。
 - (1) 総会
 - (2) 役員会
 - (3) 運営委員会

(4) 専門委員会

(総会)

第15条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高議決機関とする。

(総会の種類)

- 第16条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
 - (1) 定期総会は、毎年度当初に開催する。
 - (2) 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の請求があったときに開催する。

(総会の成立)

第17条 総会は、会員の3分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状の数を含めるものとする。

(総会の議長の選定)

第18条 総会の議長は、会員の互選により選定する。

(総会の議決)

第19条 総会の議事は、出席者の過半数で議決する。ただし、可否同数のときは、議長の 決するところとする。

(総会の議事)

- 第20条 総会の議事は、次の事項とする。
 - (1) 本会の事業に関すること。
 - (2) 本会の会計に関すること。
 - (3) 本会の役員及び委員に関すること。
 - (4) 本会の会則に関すること。
 - (5) その他、本会の運営に関すること。

(役員会)

- 第21条 役員会は、会長、副会長、書記、会計をもって構成する。
 - 2 役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。
 - 3 役員会は、本会の運営に必要な事項を協議し、運営委員会に提出する。

(運営委員会)

- 第22条 運営委員会は、全ての役員及び委員をもって構成し、総会に次ぐ議決機関とする。
 - 2 運営委員会は、会長が必要と認めたとき、または構成員の3分の1以上の請求があったときに開催する。
 - 3 運営委員会は、役員会より提出された事項、その他本会の運営に必要な事項を協議

し決定する。

4 運営委員会における重要事項の議決については、総会における議決に関する規定を 準用するものとする。

(専門委員会)

- 第23条 本会の目的を達成するために、次の専門委員会をおく。
 - (1) 研修委員会
 - (2) 健康委員会
 - (3) 地区委員会
 - 2 各委員会には互選により選定した委員長1名と副委員長1名をおくものとする。
 - 3 本会に、必要に応じて特別委員会を置くことができる。ただし、設置には運営委員 会の承認を要する。

(研修委員会)

第24条 研修委員会は、学級委員によって構成され、会員の研修に関する活動を行う。

(健康委員会)

第25条 健康委員会は、学級委員によって構成され、児童の健康に関する活動を行う。

(地区委員会)

第26条 地区委員会は、地区委員によって構成され、児童の安全に関する活動を行う。

(校長等の会議への出席)

第27条 校長及び校長が必要と認める教職員は、全ての会議に出席し、意見を述べることができる。

第4章 会計

(本会の経費)

第28条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

(本会の会費)

- 第29条 本会の会費を、次のとおり定める。
 - (1) 保護者について、1世帯につき月額300円。
 - (2) 教職員について、1名につき月額300円。

(会計年度)

第30条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

第5章 会計監査

(会計監査)

- 第31条 本会に2名の会計監査をおく。
 - 2 会計監査の選定は、総会の承認を得るものとする。
 - 3 会計監査は、本会の役員及び委員を兼務することはできない。
 - 4 会計監査の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 5 会計監査は、会計年度において1回以上監査し、その結果を総会において報告しなければならない。

第6章 顧問

(顧問)

- 第32条 本会に若干名の顧問をおくことができる。
 - 2 顧問の選定は、総会の承認を得るものとする。
 - 3 顧問は、本会の役員及び委員を兼務することはできない。
 - 4 顧問の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 5 顧問は、必要に応じて全ての会議に出席し意見を述べることができるが、総会及び 運営委員会における議決権は有しない。

第7章 規程

(規程)

- 第33条 本会の運営のため、次の規程を別に定めるものとする。
 - (1) 河合町立○○小学校PTA 役員及び委員の候補者の選定に関する規程
 - (2) 河合町立○○小学校PTA 慶弔規程

第8章 会則の改正

(改正)

第34条 本会則の改正は、総会において出席者の過半数の賛成を必要とする。